別添5

令和8年度対日理解促進交流プログラム「カケハシ・プロジェクト（米国）」
候補となる実施団体の選定に関する企画競争に準じた手続の実施（採点表）

（企画書No.　　）

採点者:　　課　氏名（　　）

	審査項目	詳細	とても優れている	概ね良好	問題なし	一部要修正	大幅修正	不可	点数
1	事業の企画妥当性（配点60点）								
	（1）プログラム実施方針・実施内容（45点）	（招へい） ・政治、経済、社会、文化、歴史及び外交政策に関する対日理解を促進させ、日本の魅力を体験するための的確な視察・訪問先となっているか。また、参加者が日本への関心を高め、今後、日本に関する学習/日本の応援団としての活動を行うきっかけ作りとなるような訪問先、プログラム内容となっているか。 ・視察・訪問先がテーマに即しており、関係者との意見交換・交流会の機会が十分に確保されているか。 ・滞在中又は帰国後、被招へい者による日本についての情報発信を行う機会が十分に確保されているか。 ・プログラムの内容は実現可能なものであるか。	15	12	10	6	3	0	
		（派遣） ・派遣国にて我が国の貢献及び両国の繋がりにつき、知見を深める内容、訪問先となっているか。 ・我が国に対するイメージ向上、日本への関心を増進させるための情報発信・発表・意見交換会等の機会が十分に確保されているか。 ・プログラムの内容は実現可能なものであるか。	15	12	10	6	3	0	
		（オンライン交流） ・政治、経済、社会、文化、歴史及び外交政策に関する対日理解を促進させ、日本の魅力を体験するための的確なプログラム内容となっているか。 ・参加者が日本への関心を高め、今後、日本に関する学習/日本の応援団としての活動を行うきっかけ作りとなるようなプログラム内容となっているか。 ・プログラム中で、意見交換・交流の機会が十分に確保されているか。 ・プログラムの内容は実現可能なものであるか。	5	4	3	2	1	0	
		（フォローアップ事業） ・同窓生の関心を踏まえ、日本への関心・理解をより深めることができるような内容となっているか。 ・同窓生の横のつながりを促進する内容となっているか。 ・同窓生の自主的な活動を支援する内容が含まれているか。 ・外部有識者等、同窓生以外との意見交換等の内容が含まれているか。	10	8	6	4	2	0	
	（2）フォローアップ及び効果測定に関する企画の妥当性と有効性（15点）	（広報・フォローアップ） ・招へい・派遣事業の効果を高め、本事業全体の成果を最大化させるため、招へい参加者の興味関心や、対象国で使用されるソーシャルメディアのトレンド、日本関連のコンテンツ選択など、対象国や我が国の特性を捉えたフォローアップが計画できているか。 ・ 対象国における現状を踏まえ、効果測定を念頭において、これを最大化する観点から対外広報やフォローアップに関する企画立案ができているか。	15	12	9	6	3	0	
	1の合計点数	1の合計【　　点】	60	48	38	24	12		
2	円滑な運営（配点35点）								
	（1）組織の運営・実施体制（20点）	・プログラムの事前・事後の業務の期間を含め、人員が他事業に携わり、連絡や本業務が滞らないために、事業の実施に必要な人員体制は確保されているか。 ・外務省、拠出先国際機関、参加者、関係者と速やかかつ円滑に、日本語及び英語での連絡・調整が行える体制となっているか。 ・本事業の資金管理が適切であり、年度内の事業計画に変更が生じえる場合には、速やかに外務省へ報告する体制となっているか。 ・不測の事態が発生した際、緊急連絡体制は確保されているか。 ・不測の事態が生じた際、訪問先・プログラムの変更等、的確な対処を行う体制は確保されているか。 ・本事業を正確に理解し、説明書の記載内容と相違・不備のない企画書を提出しているか。	20	16	13	8	4	0	
	（2）能力・知識（15点）	【内容に関する専門知識】（実施団体） ・米国の地域情勢、日米関係、米国の人々・文化、米国に進出している日本の企業等に関する、知識・知見を持っているか。 ・参加者及び関係者との日本語・英語での調整能力・交渉能力はすぐれているか。 ・参加者及び関係者への細かな配慮（食事・信条・宗教・風習等）・相談事項への対応が十分行える能力があるか。	5	4	3	2	1	0	
		【内容に関する専門知識】（個人） ・プログラムの担当者、通訳・エスコートは、米国の地域情勢、日米関係、米国の人々・文化、米国に進出している日本の企業等の視察に関する、知識・知見を持っているか。 ・プログラムの担当者、通訳・エスコートは、参加者及び関係者との日本語・英語、での調整能力・交渉能力はすぐれているか。 ・プログラムの担当者、通訳・エスコートは、参加者及び関係者への細かな配慮（食事・信条・宗教等）・相談事項への対応が十分行える能力があるか。	5	4	3	2	1	0	
		【内容に関する経験・能力】（実施団体） ・日米の間で、招へい・派遣・国際交流・ビジネス交流や行事等の企画・調整・実施について、実現可能な企画・提案の資料となっているか。 ・提出資料は、誤記がなく、読者にわかりやすく、見やすい資料となっているか。	5	4	3	2	1	0	
	2の合計点数	2の合計【　　点】	35	28	22	14	7		
		1＋2の合計点数【　　点】	95	76	60	38	19		

3	ワーク・ライフ・バランスの推進	女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法及び若者雇用促進法に基づく認定等を取得しているか。	【次のうち、最も高い配点の認定について加点する】 （複数認定を有していても重複の加点は行わない） ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし） 1段階目：2点 2段階目：3点 3段階目：4点 プラチナえるぼし：5点 行動計画：1点 ・次世代法に基づく認定 トライくるみん：3点 くるみん（平成29年3月31日までの基準）：2点 くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）：3点 くるみん（令和4年4月1日以降の基準）：３点 プラチナくるみん：5点 ・若者雇用促進法に基づく認定 ユースエール認定企業：4点							
合計			合計 【　　点】							

☆各評価項目につき該当する評価に✔をつけ、各項目の点数を合計して総計を出すこと。
☆評価は合計6名、各100点満点で行い、合計基準点を400点の60%である240点とする。
合計基準点に達し、且つ、第1位の者と僅差（第1位の得点の5%以内）の者がある場合には、見積額の最も低い者を第1候補として推薦する。

別添5

令和8年度対日理解促進交流プログラム「カケハシ・プロジェクト（米国）Phase2」
候補となる実施団体の選定に関する企画競争に準じた手続の実施（採点表）

（企画書No.　　）

採点者:　　課　氏名（　　）

	審査項目	詳細	とても優れている	概ね良好	問題なし	一部要修正	大幅修正	不可	点数
1	事業の企画妥当性（配点60点）								
	（1）プログラム実施方針・実施内容（40点）	（招へい） ・政治、経済、社会、文化、歴史及び外交政策に関する対日理解を促進させ、日本の魅力を体験するための的確な視察・訪問先となっているか。また、参加者が日本への関心を高め、今後、日本に関する学習/日本の応援団としての活動を行うきっかけ作りとなるような訪問先、プログラム内容となっているか。 ・視察・訪問先がテーマに即しており、関係者との意見交換・交流会の機会が十分に確保されているか。 ・滞在中又は帰国後、被招へい者による日本についての情報発信を行う機会が十分に確保されているか。 ・プログラムの内容は実現可能なものであるか。	15	12	10	6	3	0	
		（派遣） ・派遣国にて我が国の貢献及び両国の繋がりにつき、知見を深める内容、訪問先となっているか。 ・我が国に対するイメージ向上、日本への関心を増進させるための情報発信・発表・意見交換会等の機会が十分に確保されているか。 ・プログラムの内容は実現可能なものであるか。	15	12	10	6	3	0	
		（オンライン交流） ・政治、経済、社会、文化、歴史及び外交政策に関する対日理解を促進させ、日本の魅力を体験するための的確なプログラム内容となっているか。 ・参加者が日本への関心を高め、今後、日本に関する学習/日本の応援団としての活動を行うきっかけ作りとなるようなプログラム内容となっているか。 ・プログラム中で、意見交換・交流の機会が十分に確保されているか。 ・プログラムの内容は実現可能なものであるか。	10	8	6	4	2	0	
	（2）フォローアップ及び効果測定に関する企画の妥当性と有効性（20点）	（広報・フォローアップ） ・招へい・派遣事業の効果を高め、本事業全体の成果を最大化させるため、招へい参加者の興味関心や、対象国で使用されるソーシャルメディアのトレンド、日本関連のコンテンツ選択など、対象国や我が国の特性を捉えたフォローアップが計画できているか。 ・ 対象国における現状を踏まえ、効果測定を念頭において、これを最大化する観点から対外広報やフォローアップに関する企画立案ができているか。	20	16	12	8	4	0	
	1の合計点数	1の合計 【　　点】	60	48	38	24	12		
2	円滑な運営（配点35点）								
	（1）組織の運営・実施体制（20点）	・プログラムの事前・事後の業務の期間を含め、人員が他事業に携わり、連絡や本業務が滞らないために、事業の実施に必要な人員体制は確保されているか。 ・外務省、拠出先国際機関、参加者、関係者と速やかかつ円滑に、日本語及び英語での連絡・調整が行える体制となっているか。 ・本事業の資金管理が適切であり、年度内の事業計画に変更が生じえる場合には、速やかに外務省へ報告する体制となっているか。 ・不測の事態が発生した際、緊急連絡体制は確保されているか。 ・不測の事態が生じた際、訪問先・プログラムの変更等、的確な対処を行う体制は確保されているか。 ・本事業を正確に理解し、説明書の記載内容と相違・不備のない企画書を提出しているか。	20	16	13	8	4	0	
	（2）能力・知識（15点）	【内容に関する専門知識】（実施団体） ・米国の地域情勢、日米関係、米国の人々・文化、米国に進出している日本の企業等に関する、知識・知見を持っているか。 ・参加者及び関係者との日本語・英語での調整能力・交渉能力はすぐれているか。 ・参加者及び関係者への細かな配慮（食事・信条・宗教・風習等）・相談事項への対応が十分行える能力があるか。	5	4	3	2	1	0	
		【内容に関する専門知識】（個人） ・プログラムの担当者、通訳・エスコートは、米国の地域情勢、日米関係、米国の人々・文化、米国に進出している日本の企業等の視察に関する、知識・知見を持っているか。 ・プログラムの担当者、通訳・エスコートは、参加者及び関係者との日本語・英語、での調整能力・交渉能力はすぐれているか。 ・プログラムの担当者、通訳・エスコートは、参加者及び関係者への細かな配慮（食事・信条・宗教等）・相談事項への対応が十分行える能力があるか。	5	4	3	2	1	0	
		【内容に関する経験・能力】（実施団体） ・日米の間で、招へい・派遣・国際交流・ビジネス交流や行事等の企画・調整・実施について、実現可能な企画・提案の資料となっているか。 ・提出資料は、誤記がなく、読者にわかりやすく、見やすい資料となっているか。	5	4	3	2	1	0	
	2の合計点数	2の合計 【　　点】	35	28	22	14	7		
		1＋2の合計点数【　　点】	95	76	60	38	19		

3	ワーク・ライフ・バランスの推進	女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法及び若者雇用促進法に基づく認定等を取得しているか。	【次のうち、最も高い配点の認定について加点する】 （複数認定を有していても重複の加点は行わない） ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし） 1段階目：2点 2段階目：3点 3段階目：4点 プラチナえるぼし：5点 行動計画：1点 ・次世代法に基づく認定 トライくるみん：3点 くるみん（平成29年3月31日までの基準）：2点 くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）：3点 くるみん（令和4年4月1日以降の基準）：３点 プラチナくるみん：5点 ・若者雇用促進法に基づく認定 ユースエール認定企業：4点							
合計			合計 【　　点】							

☆各評価項目につき該当する評価に✔をつけ、各項目の点数を合計して総計を出すこと。
☆評価は合計6名、各100点満点で行い、合計基準点を400点の60%である240点とする。
合計基準点に達し、且つ、第1位の者と僅差（第1位の得点の5%以内）の者がある場合には、見積額の最も低い者を第1候補として推薦する。